

天草流人帖

流人野口瀬兵衛撲殺事件

流人 野口瀬兵衛

天草市河浦町今田、観音寺の墓地に、野口瀬兵衛の墓がある。

この野口氏、実は流人であった。江戸時代天草には多数の流人が配流された。したがって天草の地で没した流人は数多いと思うが、流人の墓が存在しているのは数少ない。

この野口氏の墓は、当時の墓でなく、最近旧庄屋池田家の手によって、再建されたため新しいが、後に述べる鶴田氏の現地調査によると、古墓も存在していたという。

この野口瀬兵衛は流人であったが、実は村人から撲殺されていたのだ。たとえ流人が無謀の振る舞いをしたとしても、村人が流人を殺すことなどできないことであった。流人は、公儀から村が預かった者であり、殺すことは勿論、虐待することもできなかった。それは、現在の刑務所に入っている受刑者に対する、刑務官と同じことである。

その流人に対して、村人が撲殺するという事件は、長い天草の流人島として、最初で最後の事件であった。

『天草近代年譜』には、この野口瀬兵衛（事件）について、次のように記されている。

天保十三年（1842）八月二十二日

益田村差置の流人、京都者野口瀬兵衛秀一兼ねて酒癖悪く、是夜もまた酒乱に及びし処より、同村百姓中申合わせ遂に同人を撲殺、死骸は海中に投ずるの突発事あり。

天保十三年九月六日

京都表杉本左近より、益田村預り流人野口瀬兵衛渡しの渋紙包一個、大坂帰りの順幸丸に託され富岡着、山方役江間新五右衛門へ届方を頼み越す、即ち同人右呂叩、一町田定宿富田屋林之丞方に相渡し、益田村庄屋池田為右衛門宛差送なす。尤も当人は既に殺害せられて無きなり。

（順幸丸は高浜村庄屋上田家の持ち船力）

天保十三年十月十一日

益田村預り流人野口瀬兵衛殺害事件に付、加害者召捕えのため、陣屋詰役金井八郎、樋口茂八郎の両名、山方役江間新五右衛門、遠見番丹羽牧之助、町年寄岡部佐藤次、町庄屋荒木佐馬吉、小田床村庄屋伊野亀一等同



野口瀬兵衛の古墓 昭和46年撮影
『天草の史跡文化遺産』より



正面から見た墓石
野口瀬兵衛の名は、右
側面に刻まれている。



旧庄屋家の池田氏により再建された
野口瀬兵衛の墓
河浦町今田 観音寺墓地

伴、非人十人を召連れ、富岡出船、船路より下田村着岸、益田村に乘込み、頭取百姓兼右衛門、俊太外二十一人を召取り、翌十二日富岡へ引上ぐ。

流人 野口瀬兵衛とは

この野口瀬兵衛撲殺事件については、年譜でも概略は分かるが、故鶴田文史氏が『西海流人衆史』に、詳しく書かれているので、それを参考にやや詳しく述べてみたい。

野口瀬兵衛は、天保十一年（1840）七月二十二日に天草に着き、翌二十三日益田村に引き渡された。

流罪は、徳川百個條（御定書百個條）によれば、博打をなす者、女犯の寺僧、誤って人を殺した者等となっている（『天草天領史叢説』松田唯雄遺稿集）が、瀬兵衛がどんな罪を犯して流罪となったのか不明である。

それでは処刑以前の身分はというと。確かなことは分からないが、

『長崎代官記録集』の「肥後国天草嶋流人野口瀬兵衛怪我ニ而相果候御届書」によると。

私御代官所（長崎代官高木作右衛門）肥後国天草嶋益田村ニ差置候流人

京都大宮中立売下ル町 稲葉能登守家来 野口瀬兵衛
寅参拾五歳

右者京都町奉行掛牧野備前守殿所司代御勤役中嶋御証文を以、去子年（天保十一年）私御代官所肥後国天草嶋江遠島被仰付、同年七月廿二日着船いたし候付、翌廿三日請取落着扶持日数十日分米五升相渡し、益田村役人江引渡置候……

と記されている。

つまり稲葉能登守の家来であることは確かである。またこれから推理するに、稲葉能登守が奉行のような感じを受けるが、調べてみると、東西とも奉行は稲葉ではない。筆者は当時の文書を読み解く能力がないが、筆者的に読むと、京都町奉行の配下で、所司代の業務の一つを勤めていたと読めるようだが、如何だろうか。

そこで稲葉能登守は京都でどんな役職に付いていたのだろうか。稲葉氏は稲葉白杵城主の姻戚で、稲葉能登守泰通のようである。京都での役職は分からない。

「江戸時代の制度事典」によると、御所関連の仙洞付、禁裏付、禁裏御頭や二条城代等々、多くの役目があったことから、これらの役職の一つに付いていたと思われる。

さらに、瀬兵衛の身分とか扶持も分かれば、うれしいのだが。

なお、鶴田文史は『西海流人衆史』の中で。

「京都所司代」配下「京都町奉行」・・・「稲葉能登守家来」とある。という事は与力か同心であったことを意味する。

と述べているが、これは過ちと思う。

野口瀬兵衛が、どんな犯罪を犯した分らないが、大胆に推理すると、流人として天草での様子から、酒の上の失敗かもしれない。

天草益田村に預けられた瀬兵衛は、観音寺の近くの川のほとりに、村が提供した九尺3間(2・7m×5・4m)の4坪半の小屋に住んでいた。4坪半とは9畳。この小屋の広さは流人としては広い方だという。普通は2坪もあればいい方だ。

さらに、主食として、1日白米5合、1ヶ月分白米1斗5升を支給されていた。支給(提供)していたのは役所ではなく、近在の百姓たちであった。勿論善意で提供していたのではなく、上からの命令であった。村人は流人瀬兵衛のために、毎日白米1合又は1合当ての代銭を取り立てられていたのである。当時、百姓の食糧は、麦や雑穀、芋などで、白米を食べるのは盆か正月位であったろう。ちなみに1日5合の1年分は1460合、1石4斗6升。当時は

一人分1年分は1石と言われていたが、この量は、白米以外に麦や芋を食するとすれば、金に替える分まで十二分にあつたことが分かる。

流人は一般に自立が基本であつたはずだが、元武士という事で、扱ひも別格であつたのかもしれない。

性格は、年譜にもあるように、酒癖が悪く、元武士としてのプライドが強く、百姓連を見下していたようだ。ただ、少々医心があつた様で、少しは村人から頼りにされていたのかもしれない。

こうした、不平不満が募つて、撲殺事件へと発展したことは容易に想像できる。

瀬兵衛撲殺事件

以下、『長崎代官記録集』を元に事件の概要等について、追つてみたい。

瀬兵衛の性癖や村人との関係については。

瀬兵衛儀、生来大酒いたし候ものニ而酩酊之余百姓共江対し過言杯申、一躰多弁ニ而百姓共氣請を損し、其上兼而は、一日白米五合之割を以一ヶ月分白米壺斗五升、惣百姓家別ニ割合、尤白米持合無之ものは時相場代錢

を以取立、村役人より相渡来候儀之處、去夏中郡中一統及困窮夫食差支、村役人共昼夜夫食手当中之儀ニ付、右瀬兵衛江相渡候白米之儀も時節柄之儀ニ付、精麦等取交相渡候處、瀬兵衛儀庄屋宅江罷越不承知申立候得共、時節柄村方之もの共は唐芋等を夫食ニいたし候儀ニ付、不肖可致旨、為右衛門より申候處、瀬兵衛儀百姓共之家前ニ而様々悪口雑言等いたし候由ニ而、流人之身分を不顧法外之致方と、村方之もの共相憎居候由

やうい。

一野口瀬兵衛儀、流罪ニ相成候身分をも不顧、元武士之儀ニ付氣位高く自分の武芸を頼み、土百姓杯と見下し、村方より扶助いたし遣候儀も忘却いたし、農業繁多之時節をも斟酌不致。

一瀬兵衛儀、流人之身分を不顧、其上近来増長いたし此儘ニいたし置候ては、此後如何様之儀可仕出哉も難計ニ付、嚴重異見差加候様

瀬兵衛盜難に逢う

この撲殺事件にどれだけ関係があるかどうかは分からないが、天保十二年三月二十二日、瀬兵衛が盜難に逢った。

この犯人が誰であったかは、最後まで不明である。流人のことだから、盗まれた品も対したことはないことと思われるが差にあらず、なかなかどうして対したものである。その盗物は、羽織など衣類がほとんどであるが、46品。資料にはその盗物の品書きがあるが、恐らく庄屋でもこれだけの衣類は持ち合わせていなかったのではないだろうか。

一例を上げれば、小紋縮緬単羽織、黒紹羽織、黒羽二重袷羽織、萌黄木綿袷羽織、縞木綿羽織等々。普通に考えて、如何に元武士とはいえ、流人が所持するには違和感がある品であり数である。

我々は、流人といえ、押しなべて悲惨な暮らしを余儀なくされていたという印象が強いが、人によつては、ところの人々よりはるかに裕福であつた流人もいたことを知る。恐らく、瀬兵衛の里がかなりの富家であつたか、有力な後援者がいたのかも知れない。年譜にも、京都表より瀬兵衛宛てに荷物が届けられていることが記されている。

流罪に際しては、持ち物はかなり厳しく制限されていたはずであるが、流罪になつた後は、それなりに寛容であつたのだろうか。

さらに、瀬兵衛、なんと脇差も所持していたという。元武士とはいえ、流人が脇差の所持が許されていたのだろうか。

さて、この盜難事件後、事件で困窮した瀬兵衛は、以前

から心安くしていた定次郎後家ふさ方へ同居するようになり、夫婦同然の暮らしをするようになった。

撲殺事件発生

現在でも殺人事件は絶えないが、多人数のリンチによる殺人事件はほとんどない。

特に、江戸時代は、人々の暮らしは貧しかったとはいえ、世界に冠たる犯罪が少ない社会だった。

天草においてもしかり。年譜を見ても、犯罪はほとんど記載がない。江戸時代中期から末期になると、百姓一揆類が多発するが、一揆はあくまで経済闘争であり、少なくとも一揆で人命を奪った事案はないと思う。もともと支配者側は、一揆の首謀者には獄門や死罪など過酷な処刑をしているが。

それでは、なぜ瀬兵衛は、村人からリンチを受け被害されたのだろうか。

まず、それが偶発的なものでなく、いわば必然的なものであったといえるだろう。それは、流人なしからず、村人がうらやむような暮らしをしていたことや、その横柄な態度、酒癖の悪さなどから見て取れる。

具体的に、残された史料からそれを見てみたい。

この事件が計画的なものか、突発的なものかという事が、今日の刑事事件に於いては問われる。

そういう観点からいうと、ある意味突発的であり、ある意味計画的であるといえようか。

そこで、事件を時間的に追ってみよう。

天保十三年八月二十三日

隣村の平床村、市瀬村、白木河内村、益田村の庄屋・年寄連集まり、益田村の庄屋池田宅で寄合があった。

天草郡は1町10組に分割されていた。益田村はその10組のひとつ、一町田組に属していた。当時の村勢を見るとよく分かるが、益田村の一町田組は、村数が13村と村数が多く、そのため小村が多い。その中でも益田村は村高82石、家数26軒、人口142人（長崎代官記録集）と、天草では最小の村であった。

そんな最小の村が、なぜ流人を受け入れさせられたのか疑問が浮かぶところでもある。ただ、益田村一村の負担でなく、連帯村の平床村、市瀬村、白木河内村の4村が協力して負担していたのかもしれない。それは、先述の史料から、村々の寄合がなされていたことから推察される。

流人が来ると、まず各組に割り当てられ、さらに各村に割り当てられる。この村割り当ては、どうしてなされたのだろうか。

村勢やこれまでの受け入れ実績などが考慮されただろうが、庄屋の勢い、つまり庄屋の性格から、おとなしい庄屋の村に押し付けられたかもしれない。

たった、八十二石、142人の村で、一人といえども、流人を受け入れる余地があるとは思えない。

つまり、穿った見方をすれば、時の庄屋が気弱だったために、他村から押し付けられたといえなくもないだろう。事実、気弱かだったかはともかく、この事件の最中庄屋は病没している。

天草には、正確なことは分からないが、年譜によると340名近く(132名の高野山僧は除く)、判明しているだけで167名の流人が流されている。

その中で、特異な例が、この野口瀬兵衛撲殺事件である。当時、流人が村人との関係で、どのような関係にあったか、なかなか現在の我々からはうかがい知れない。例えて言うなら、流人は格子無き監獄にいる罪人で、村や村人は看守であったと言えようか。

もし、現在でも、看守が格子の中の罪人に決められた以上の情を与えたり、脱獄を手伝ったり、さらにその人に対

して、暴力を加えたり殺傷したら、当然看守が罪に問われる。つまり、当時、幕府から流人を預かった村や村人は、その罪人を保護する役目があった。

つまり、村や村人は、流人の看守であったわけである。現在の看守と違うのは、看守は罪人の生活の経済的支援はしなくてもいいが、当時は流人の生活・経済的支援を多かれ少なかれする必要があった。

これは、村や村人にとって到底納得できないことであるが、当時のシステム上受け入れざるを得なかった。

そのため、いやいやながらも、流人が村人と平和裏に同棲出来ていたなら、問題はなかったが、この瀬兵衛は村人に世話になっていながら、逆に村人に迷惑をかけていた。そういうことから、ある意味必然的に起きた事件であるともいえよう。

具体的事件の経過

時は天保十三年八月二十三日昼。西暦に換算すると1842年9月27日。

処は天草郡益田村。庄屋池田為右衛門宅。経過。

この日池田庄屋宅で、近村の庄屋たちの寄合があつて
た。

その寄合の目的が何だったのか。また、このような村ど
うしの寄合がよく行われていたのかは知れない。

その寄合の出席者は、平床村庄屋富永源太、市瀬村庄屋
本多猪三郎、白木河内村庄屋松浦儀市、益田村年寄又次郎、
組頭菊右衛門、百姓理三郎ら。肝心の益田村庄屋池田為右
衛門は、病気で臥せっていたようである。

その寄合の時、土間に酩酊した瀬兵衛が現れた。瀬兵衛
が現れた目的は、村山払い木の件であつた。この件で、応
対した菊右衛門と瀬兵衛の間で意見の相違があり、口論と
なつた。更に口論だけにとどまらず、瀬兵衛が立腹し、有
木をくれないのは道理に反すると、菊右衛門に突っかかり
取っ組み合いとなつた。瀬兵衛は菊右衛門に「絞め殺すぞ」
と雑言を浴びせ、わき腹を蹴り、陰囊を絞めた。

その物音を聞きつけて座敷にいた左源太や伊三郎、儀市、
理三郎らが出てきて、理三郎が瀬兵衛を取り押さえている
うちに、瀬兵衛が差していた脇差を奪い取つた。

それまで瀬兵衛が脇差を抜かなかつたのは、殊勝？だが、
百姓たちは何時抜かれるかもしれず、危険と感じたためだ。
ただ、為右衛門は、我が家（役宅）でこれらのことが行
われたことで、病状が俄かに重くなつたが、一応落ち着い
た？瀬兵衛が、心得ある医心により介抱をした。これで、

一応はこの場は収まつたかに見えたが、その夜。

為右衛門は、村の有力者伝次に、瀬兵衛に意見をするよ
うに申し付けた。瀬兵衛がこの頃益々増長し、このまま放つ
ておくと、この後どのようなことになるかもしれないとの
危惧からであつた。

そのため、伝次の他、又次郎、儀右衛門、寅市、理三郎
の5人が厳しく意見をするために、万々に備え、数人の仲
間に棍棒を持たせて同道し、瀬兵衛が寝起きしているふさ
の家へ赴いた。

瀬兵衛は、後家のふさを勝手に妻同様にしていた。

5人が瀬兵衛に意見をする、瀬兵衛ももちろん反論し
た。そこへ、外にいた村人が、棍棒を持って家の中に入り
込み、瀬兵衛に殴り掛かつた。瀬兵衛も1尺4、5寸ほど
の棒で立ち向かつたが、多勢に無勢、命の危険を感じた瀬
兵衛は、どうせ死ぬなら人の小屋でなく、自分の小屋で死
にたいと、裸になつて棒を持って掛け出した。

それを追つて村人は、瀬兵衛を追いかけ、袋叩きにして、
畑の中で遂に討ち果たした。もつとも、殺すつもりはなかつ
ただろうが、勢いで殺してしまつたのであろう。

さらに、撲殺後、村人が取つた問題が、後日村人に大き
な科として返ってくることになる。

村人は、殺した瀬兵衛の死骸を川へ運び、血を洗い、傷
跡には泥を塗つてごまかし、瀬兵衛を瀬兵衛の小屋へ運ん

だ。

瀬兵衛殺害を知り驚いた庄屋為右衛門は、偽装はよくないと分かっていたが、偽装を納得し、庄屋見習いの益三郎を死骸見届けに遣わした。為右衛門は年寄又次郎からいきさつについて報告を受け、偽装について打ち合わせた。

それは、事故見分に備え、石垣の石ふたつみつ外し転がし置き、畑の中も瀬兵衛が転んで落ちたように偽装した。

その後、連帯村の平床村、市瀬村、白木河内村へも使いを出し、事件を知らせた

このように殺害でなく事故死として偽装し、口裏を合わせた後、富岡陣屋へ連絡した。陣屋は、遠見番所の地役人に現場検証を行わせるため、手付小比賀重五郎を検死に派遣した。小比賀は村人の偽装を見抜けず、見分は終わり、死骸は最寄りの寺院観音寺へ運び、葬儀を執り行った。

年譜によると、「海中に投じた」とあるが、これは誤りである。

これで、流人瀬兵衛事件は無事落着いた・・・はずであったが。

こうした偽装はどこかでほころびが出るのが常である。

やがて、瀬兵衛は事故で死んだのではなく、殺されたという風聞が流れ、それがやがて富岡陣屋が知ることとなった。この殺害された・・・と噂を流したのは、情婦のふさであった。ふさはいやいや瀬兵衛の女になっていたのでは

野口瀬兵衛の墓 刻字

左

正面

右

明治十八年六月十一日 吊
荒井玄成 1

浄雲院清乗神田居士
心珠院澄浄自現医生

天保十三年八月廿三日
野口清兵衛 1



※瀬兵衛でなく清兵衛と刻まれている

名前の中の1は数字の1でなく「事」の古略字 つまり野口清兵衛事 の意味で
宇ある

(写真参照) 「西海流人衆史」202Pの図は間違い



野口清兵衛の位牌
天草市河浦町 池田裕之氏所蔵

なく、少なからず瀬兵衛に愛情を感じていたのかもしれない。

そこで富岡陣屋では、噂を放っておくことはできず、真相明のため、次席手代金井八郎を始め、書役、山方役、遠見役、富岡町庄屋、同年寄、郡会所月当番らが、非人10人を召し連れて、益田村へ入った。

さすがの村人も、役人たちの前には嘘をつくことはできず、その結果村人23名を召捕り、富岡陣屋の牢に入れた。

この後、富岡陣屋で尋問が行われ、その中の主要人物数

名は、長崎へ送られ更に厳しい尋問が行われた。

事件の裁決

天保十四年十月二十三日、事件から473日後「流人野口瀬兵衛敲殺一件」の裁決が発表された。

処刑者は、遠島1名、伝次（但し牢死のため執行されず）。中追放6名。過料5貫文、庄屋見習益三郎、平床村庄屋左源太ら3名。急度叱3名。50日押込1名、これはふさ。さらに検死をした小比賀重兵衛は咎とがの沙汰。この咎めとはどういう刑か分からない。

この中に、庄屋為右衛門は含まれていない。実は庄屋為右衛門は十月二日に病死している。その他裁決には名前がないが、10名が病死となっている。彼らには実際は牢死であることは疑いない。つまり、それだけ尋問が厳しかったことが伺える。この病死の中には、市瀬村庄屋猪三郎、白木河内庄屋儀市が含まれている。

174名という少ない村人から、15名（牢死や中追放）も人が、それも働き盛りの者が村から消えるということでは、村としては大変な損失であった。

もし、瀬兵衛殺害を偽装することなく、素直に申し出て

いたら、どのような裁決が下されていたのだろうか。

また、殺人刑にしては、遠島1名その他と、軽いようにも思える。これは、瀬兵衛にも殺されるだけの理由があったと、判断したためだろうか。

野口瀬兵衛の墓

先に述べたように野口瀬兵衛の墓は観音寺の墓地にある。ただし、昭和になってから再建された墓ではあるが。

その墓石には、野口の単独墓ではなく、もう一名の名が彫られている。再建者は、「昭和五十九年七月吉日 池田栄之 再建」と刻まれている。

瀬兵衛の戒名は「浄雲院清乘神田居士」となっている。野口瀬兵衛の供養帳が観音寺の主寺である崇円寺に残されているというが、それによると「頓念驚住医生」となっているという。墓石とは異なる。

この新墓石の戒名は恐らく、再建者が、先祖の過ちを悔い、院号を付けて供養のために新たに付けたのではないだろうか、鶴田氏は述べている。

ただし、鶴田氏『流人衆史』に図で掲載されている墓石の戒名は、他の人（合葬者）と入れ違っている。過去帳の戒名に「医生」が入っているところから、再建者が間違っ

て彫ったのだろうか。それとも、鶴田氏の早とちりだろうか。

その合葬者、荒井玄成（心珠院澄浄自現医生）とはいかなる人物か、今となっては全く不明という。

そこで、またまた大胆な筆者の推理だが、荒井氏は野口瀬兵衛が、内妻ふさとの間に生まれた子であったかも知れない。その子は長じて、医者となり、父親を撲殺した恨みを忘れ、村人への医療の貢献をしたとしたら。

振る舞いが村人の反感を買ってとはいえ、撲殺した瀬兵衛の弔いと、その子玄成が、医師として、村人に貢献したこと、同じ墓石に弔ったと言えるのではないだろうか。

つまり、玄成は、瀬兵衛の子であったと。瀬兵衛が殺されたのが1842年、玄成が死去したのが1885年。もし、瀬兵衛が殺された時、ふさが身ごもっており、同年か翌年に子を産んだとしたら、玄成の享年42、43歳で違和感はない。

※観音寺 岩戸山観音寺 浄土宗 『天草寺院・宮社文化史料図解』によると再建が永正二年（1505）となっているが、同寺にある天草市文化財「巖戸山観音寺の板碑」の説明板によると、創立明暦三年（1657）としている。

もう一つの野口瀨兵衛 説

上中万五郎氏は、『天草歴史こぼれ咄』の中に、この野口瀨兵衛撲殺事件を取り上げている。こちらは万五郎氏独特の語り口で、この事件を面白く？かつ興味深く洞察されているので、簡単に紹介したい。

まず氏は、瀨兵衛でなく瀨平衛（せえべえ）としている。したがって、以下瀨平衛として、話を進める。

氏がこの瀨平衛の件を知ったのは、昭和40年代に、教頭の池田栄之氏から、自分の家にも古文書があるので、読んでくれないかと、数枚の紙きれを見せてもらったためという。ちなみに、上中万五郎氏は、本名を満といい、教員であった。担当は理科であったというが、当時古文書に興味を持って、勉強中だった。また、池田栄之氏は、益田村庄屋の末裔であった。

この紙切れ、単なる紙切れでなく、「恐れ乍申し上げ候瀨平衛一件」という、報告書の原文であった。

そこで氏は、独特の語り口で、この一件を記述している。本文は、『天草歴史こぼれ咄』を読んでいただくこととして。事件の概要はほぼ同じなので省略するが、事件が発覚した経緯が前述とは異なる。正確には詳しくなっている。

氏の説によると、事件から一か月経過した時、京都より、一個の荷物が届けられた。これは、前述の通りである。

この荷物、当の瀨平衛は死んでいるので、内妻のふさのもとに届けられた。その差し入れの品々を打ち眺めているうちに、女の情は涙となり、ほろりと撲殺の一端が口になって出た。それが村人の噂となり、やがて役人の耳に入った。ただ、「天草近代年譜」には、“洪紙包一個”となっており、これが本当なら、品々というには、少し変だが。

かくて、陣屋は新たな役人を派遣し、吟味した結果、事故死でなく殺人事件であることが、判明した。

つまり、前述を補足する話であるが、真実に近いのかもしれない。

ここで、前述の私説が生きて？くる。つまり、ただ単に女の情にほだされての事ではなく、瀨平衛の子を孕んでいたとしたら、いくら性質の悪い瀨平衛であっても、ただ単なる内縁の夫ではなく、腹の子の父親として、より情もわいてくるというもの。

氏は最後に、次の分を付け加えている。

（池田栄之氏がいうところによると）「この瀨平衛の墓は、うちの屋敷内にあつとですが、今じゃ“酒の神様”になつとつとですもん。それも禁酒の神様ですもんな」との話であった。